

事務連絡
令和3年10月22日

渋谷区特養施設長連絡会
各施設長 殿

渋谷区
高齢者政策担当部長
高橋 由紀

区内特養における面会制限の緩和について

緊急事態宣言が解除され、現在、国においてはワクチン・検査パッケージの実証実験など行動制限の緩和に向けた議論が進められております。

これに伴い、各施設におかれましても、面会制限の緩和に向けた検討を進められていることと存じますが、制限緩和に向けた渋谷区の対応指針として、下記の通り定めることといたします。なお、本指針は原則の取扱いを示すものであり、実際の運用に当たっては、各施設の判断の下、施設の特性・状況に応じて柔軟にご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、内容については今後の国の方針や感染状況に合わせ、必要に応じて見直しを図ってまいります。

記

1 面会者への事前の確認事項

- (1) ワクチンの接種状況
- (2) 当日の体温及び健康状態
- (3) 過去2週間の行動・状況（感染リスクが高い行動、周囲の陽性者の発生状況等）

2 面会時間・人数・場所

- (1) 面会は予約制とし、1回につき15分程度とすること
- (2) 1組2名程度を目安に面会する部屋の規模に応じて必要最小限の人数とすること
- (3) 看取り期や特別な事情がある場合を除き、居室や入居者フロアでの面会は避け、換気が十分に行える場所で実施すること

3 面会時の禁止事項

- (1) 飲食や大声での会話
- (2) 食事の介助など身体的接触を伴う行動やスキンシップ

上記に加え、面会前後の手指消毒や面会時のマスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底してください。

※参考（別添）

高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について

福祉部高齢者福祉課福祉計画係
03-3463-1868